平成２２年（フ）第３５７号
仙台市太白区鈎取３丁目７番10号
債務者　大宮　秀樹
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣111番地の２
債務者　扇　美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
宮城県多賀城市浮島２丁目20番４―42号
債務者　小畑とし子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
茨城県古河市上辺見1032番地８　クラウンコーポ１―102号
債務者　松本利津子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８６号
茨城県筑西市横塚286番地６、前住所茨城県筑西市幸町２丁目８番10号
債務者　柏原千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８８号
茨城県結城郡八千代町大字平塚2974番地５
債務者　田中　聖子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９３８号
名古屋市北区金城１丁目６番16号　市松ビル405号
債務者　安井　　裕
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３号
愛知県清須市西枇杷島町宮前２丁目78番地　コーポ宮前H
債務者　大井　孝康
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０８号
愛知県大府市共和町五ツ屋下２番地の１
債務者　古賀　　章
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１４号
名古屋市天白区大根町375番地の４　メゾン大根101号
債務者　村瀬　　勲
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２０号
名古屋市中村区森田町１丁目５番10号
債務者　伊藤　裕仁
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８３号
愛知県春日井市中切町１丁目11番地７　ジュネス武田Ｂ棟101号
債務者　皆川千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８５号
愛知県東海市名和町トゝメキ22番地
債務者　伊藤謙太郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１号
三重県津市三重町津興433番地48
債務者　二木　鉄男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９号
三重県鈴鹿市須賀１丁目２番25号
債務者　矢木　文子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８４号
滋賀県近江八幡市生須町15番地、前住所北海道川上郡弟子屈町字奥春別375番地19
債務者　髙本　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５７号
滋賀県近江八幡市安土町石寺28番地、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1076番地12
債務者　大山　栄二
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部